

—2014 年度業務実施結果に対する評価・提言— (3) 組織運営

事業計画	業務実施結果	
I 2014 年度の事業方針		
<p>I 組織運営強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織体制の強化 国民のみならずから信頼をいただけるよう組織運営を行うとともに、より効率的・効果的な対話活動の実施に資する体制整備を行う。 ・ 内部統制強化 リスク管理をはじめとする内部統制を適切に行う。 ・ 着実なPDCAサイクルの定着 評議員会ではこれまで主に、各年度の事業計画や財務諸表等を含めた事業報告について審議してきたが、審議対象となる計画等が明確でなく評価を受けられる形となっていなかった。このため、今後は事業活動が適切に行われているか評価・提言を受けることで事業活動のPDCAサイクルを回していく。 	<p>組織運営強化</p> <p>① 組織体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ より効果的な対話活動を行うため、広報部と立地部を統合し、地域交流部へ改組した。(7月1日) ・ 計画立案機能の強化等を図るため、企画部を事業計画部へ拡充・強化した。(7月1日) ・ 組織力を強化するため、職員の意識改革に向けた「ワークショップ」(2回、延べ73名参加)、外部講師による、社会の合意形成をテーマとした講演会(1回、50名参加)やコミュニケーショントレーニング(1回、13名参加)を実施した。 <p>② 組織目標の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営の拠り所となる「経営理念」を策定した。(10月31日の理事会) ・ 制定後、理事長より全職員への訓示を行い、制定の趣旨を説明し、理念の職員への浸透を図った。 ・ また、執務室内に経営理念のポスターを掲示するなど、周知・浸透に取り組んだ。 <p>③ 内部統制・ガバナンスの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構業務を適正に遂行するために必要となる体制(内部統制体制)の整備について理事会で決議した。(10月31日の理事会) ・ 「理事会機能の強化」、「評議員会の機能・権限の見直し」、「監事の独立性・監査機能の強化」等を図るため、評議員会の議決を得て定款を大幅に改定した。(2月5日の理事会、2月24日の評議員会) ・ 内部統制に関する理事会決議、定款の変更等を踏まえ、策定・改定の必要な規程類の洗い出しを行い、「コンプライアンス規程」、「情報セキュリティ規程」及び「災害対策規程」の策定と「理事会規程」、「組織権限規程」及び「文書取扱規程」の改定を行った。(3月4日の理事会) ・ 内部監査(各部間の相互チェック)の仕組みを整備した。次年度からは、内部監査を年2回、定期的を実施する。(2015年度から実施予定) ・ 情報セキュリティの強化を図るため、外部専門機関の診断を受け、その結果を基に具体的強化策を策定した。(2015年度において対応予定) ・ 上記のとおり整備した内部統制ルールに則り、業務運営上発生する懸案に対して、毎週、運営会議を開催し、内容を審議した。 <p>④ PDCAサイクルの定着(評議員会による事業評価等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員会より機構の活動について評価・提言いただく仕組みについて検討を行い、評議員会において累次審議していただいた。(2014年2月19日、6月18日、11月25日、2015年2月24日の評議員会) <p>その結果、成案を得、2014年度事業から評価していただくこととなった。</p>	<p>(参考)経営理念</p> <p><使命> 放射性廃棄物の地層処分を実現する</p> <p><基本方針> 私たちは、すべてにおいて安全を最優先します 私たちは、地域との共生を目指します 私たちは、社会から信頼される組織を目指します</p> <p><行動指針></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 確かな安全の実現を目指して技術力を磨きます 2. 技術の高度化に向けた内外の取り組みに積極的に参加します 3. 皆様の声を真摯に受け止め、事業を進めます 4. 地域の一員として共に考え、共に行動し、地域の皆様が真に望むまちづくりに貢献します 5. 事業に関する情報を積極的に公開し、分かりやすく説明します 6. 関係法令・ルールを守り、高い規範意識を持って誠実に行動します <p>(参考)内部統制に関する理事会決議</p> <p style="text-align: center;">業務の適正を確保するための体制の整備について(理事会決議)</p> <p>原子力発電環境整備機構は、経営理念に基づき公正かつ適正な業務を行うことを通じて、積極的に公益の増進に寄与し、特別法に基づく法人としての社会的責任を全うするため、下記のとおり業務の適正を確保するための体制(内部統制体制)を整備・運用するとともに、継続的な改善に努める。</p> <p style="text-align: center;">経営理念(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 役員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (1) 役員(監事を除く役員。以下同じ)は、経営理念に定める使命を達成するため、基本方針、行動指針に基づき経営を推進する。また、職員がこれを遵守するよう監督する。 (2) 理事会は、経営上の重要な事項について審議、決定するとともに、定期的に役員の職務の執行状況等に関する報告を受け、役員を監督する。 (3) 理事会は、役員の不正行為、違法行為等に関し監事が報告を行った場合は、これを尊重し、適切な対応を行う。 2. 役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 (1) 理事会及び評議員会の議事録並びに業務決定文書等の職務の執行に係る情報については、法令及び内部規程に基づき、適正に管理し、保存する。 3. リスク管理に関する体制 (1) 業務運営に関するリスクについては、リスク管理の方針に基づき、各業務執行箇所がリスク管理活動を業務計画等に確実に反映させ、適切に対応する。 (2) 役員は、重大なリスクの顕在化の防止に努めるとともに、これが顕在化したときはその被害を最小限に抑制するよう努める。 4. 役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

事業計画		業務実施結果	
		<ul style="list-style-type: none"> 特に、対話活動と技術開発に関しては、「対話活動評価委員会」及び「技術開発評価委員会」を評議員会の下に設置し、個別の事業ごとに具体的な評価を行っていただくこととなった。 事業計画に基づき各グループごとに事業目標を設定し、事業の進捗を管理することとした。 	<p>(1)迅速かつ効率的な職務執行を確保するため、内部規程等において、職務権限と責任の所在及び指揮命令系統を定める。</p> <p>(2)役員は、経営に関する重要計画のほか、各種計画を策定し、職務執行における重点施策、目標を明確化する。また、これを職員へ周知徹底するとともに、実施結果の評価を行う。</p> <p>5. 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>(1)職務の執行が法令及び定款に適合するよう、職員は行動指針を遵守する。職員の職務の執行は、業務執行の決定手続きや報告などを通じて、役員に監督を受ける。</p> <p>(2)担当役員及び担当部長は、法令・定款に違反する行為や不祥事を未然に防止し、経営理念の定着と徹底を図るため、研修等を実施する。また、法令上問題となる行為等に関する相談窓口制度を適切に運用する。</p> <p>(3)今後、事業の展開状況に応じて、適切な段階で独立した内部監査部門を設けることとする。</p> <p>6. 監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制</p> <p>(1)監事からその職務を補助すべき職員について求めがあった場合には、理事長は必要な人員を確保する。</p> <p>(2)監事の職務を補助する職員は、監事の指揮命令のもとで職務を執行するものとし、理事長はその人事異動等については事前に監事と協議する。</p> <p>(3)役員及び職員は、法令・定款・内部規程に定められている事項に加え、重要な業務執行に関する事項について、監事に必要な報告を行う。また、監事は重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べる。</p> <p>(4)役員及び職員は、監事による監査業務に協力するとともに、監事の求める諸資料、情報を遅滞なく提供することにより、監査の実効性を確保する。</p> <p>7. 反社会的勢力排除に向けた体制</p> <p>(1)反社会的勢力に対し毅然として対応し、職員や各業務執行箇所のみならず、組織として対応を行う。また、不当要求等については、警察当局及び弁護士等の外部専門機関に適宜相談のうえ、公明正大に対応する。</p> <p>(2)反社会的勢力に関する情報については、対応箇所より総務部に情報提供を行い、情報の共有化及び連携を図る。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
Ⅱ 地層処分事業を進めるための対話活動			
Ⅱ-4	<p>積極的な情報公開</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報公開請求に対し、規程に基づき適切に対応する。 事業計画・報告書、決算報告書等の財務関係書類、技術情報、最終処分積立金の使途等について、従来から積極的に情報提供を行っており、今後とも、これらを継続することにより事業運営の透明性を確保する。 	<p>積極的な情報公開</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報公開請求（請求件数：1件）に対し、外部の有識者で構成する情報公開審査委員会の審議・答申に基づき非公開部分を除いた機構資料の公開を決定し、請求者に通知した。しかしながら、公開の実施方法等に関する申出書の提出が期限内になかったことから、公開には至らなかった。 情報公開規程の運用方法について、職員対象の研修・講演会を実施した。（1回、40名参加） 	
Ⅴ 拠出金の徴収			
Ⅴ	<p>拠出金の徴収</p> <ul style="list-style-type: none"> 拠出金を徴収する <p>「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」（平成十二年法律第百十七号）第11条および第11条の2の規定により、発電用原子炉設置者等から拠出金を徴収する。</p>	<p>拠出金の徴収</p> <ul style="list-style-type: none"> 2014年度の拠出金納付対象事業者は2者であり、その2法人から拠出金（52億円：第一種0円、第二種52億円）を徴収し、公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センターに積み立てた。 	

事業計画	業務実施結果	
<p>評議員会による評価・提言</p> <p>-NUMOの組織運営について</p> <ul style="list-style-type: none">■ コミュニケーショントレーニングなど職員対象の研修は、基本は全員を対象とするべきである。■ 評議員会の機能を真に実効あるものとするためには、評議員会の開催回数を増やすことも検討すべきではないか。■ 事業評価に際しては、中長期の計画を作るべきである。そうした計画がなければ実効ある評価は難しい。■ 事業活動は明確であることが必要であり、目標が具体的でなければ、多くの幅広い意見が出て評価が難しい。事業活動をどのように戦略的に行っていくかを検討すべき。		